

議案第112号

鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「設備運営基準」という。）において使用する用語の例による。

2 前項の規定にかかわらず、この条例において「一時保護施設」とは、法第12条の4第1項に規定する一時保護施設であつて、知事の監督に属するものをいう。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営についての水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営についての水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及び入所している児童に対する危害防止に十分の考慮を払って設けなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時において必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

3 一時保護施設は、第1項の具体的計画の概要を当該一時保護施設において当該一時保護施設に入所している児童及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

4 第1項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

5 一時保護施設は、非常災害時における当該一時保護施設に入所している児童の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(平等取扱の原則)

第9条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(権利擁護)

第10条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所している児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（権利の制限）

第11条 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（行動の制限）

第12条 一時保護施設は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（所持品等）

第13条 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第15条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第16条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第29条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図るこ

とができる設備，浴室及び便所により一体的に構成される場所であって，その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条において同じ。)を整備し，各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)，調理室，浴室及び便所を設けること。

- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう，ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は，児童が穏やかに過ごすことができ，安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし，その面積は児童1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし，乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし，その面積は乳児又は幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに，その面積は8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても，その福祉のために必要があるときは，複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう，複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ，男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は，児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は，男子用と女子用を別にすること。ただし，少数の児童を対象として設けるときは，この限りでない。
- (10) 居室，浴室及び便所を設けるに当たっては，入所する児童の年齢，性別，性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には，医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は，児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童福祉事業に熱意のある者であって，できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第18条 一時保護施設の職員は，常に自己研さんに励み，法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は，一時保護施設の職員に対し，その資質の向上のために，一時保護施設に入所している児童の権利の擁護，児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に關す

る研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第19条 一時保護施設の職員については、設備運営基準第18条の定めるところによる。

(夜間の職員配置)

第20条 一時保護施設の夜間の職員配置については、設備運営基準第19条の定めるところによる。

(管理者及び指導教育担当職員)

第21条 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員については、設備運営基準第20条の定めるところによる。

(児童指導員の資格)

第22条 児童指導員の資格については、設備運営基準第21条の定めるところによる。

(心理療法担当職員の資格)

第23条 心理療法担当職員の資格については、設備運営基準第22条の定めるところによる。

(学習指導員の資格及び配置)

第24条 学習指導員の資格及び配置については、設備運営基準第23条の定めるところによる。

(他の社会福祉施設を併設するときの基準)

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて、当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第26条 一時保護施設は、入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し、清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第27条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 当該一時保護施設内で調理する方法（第25条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。
- (2) 献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。
- (3) 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所している児童の身体的状況及びし好を考慮したものであること。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

2 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（健康状態の把握等）

第28条 児童相談所長は、入所している児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所している児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて、一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第29条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援等）

第30条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行

った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じて、警察、医療機関等関係機関と密接に連携して、児童の支援に当たらなければならない。

(規程の整備)

第32条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を作成しなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

第33条 一時保護施設は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行後に全面的に改築されたも

のを除く。)に係る設備については、第16条の規定は適用せず、鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号。次項において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第57条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

- 3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第58条及び第65条の規定を準用する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

- 4 令和8年3月31日までの間は、第21条の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるため、この条例を制定しようとするものである。